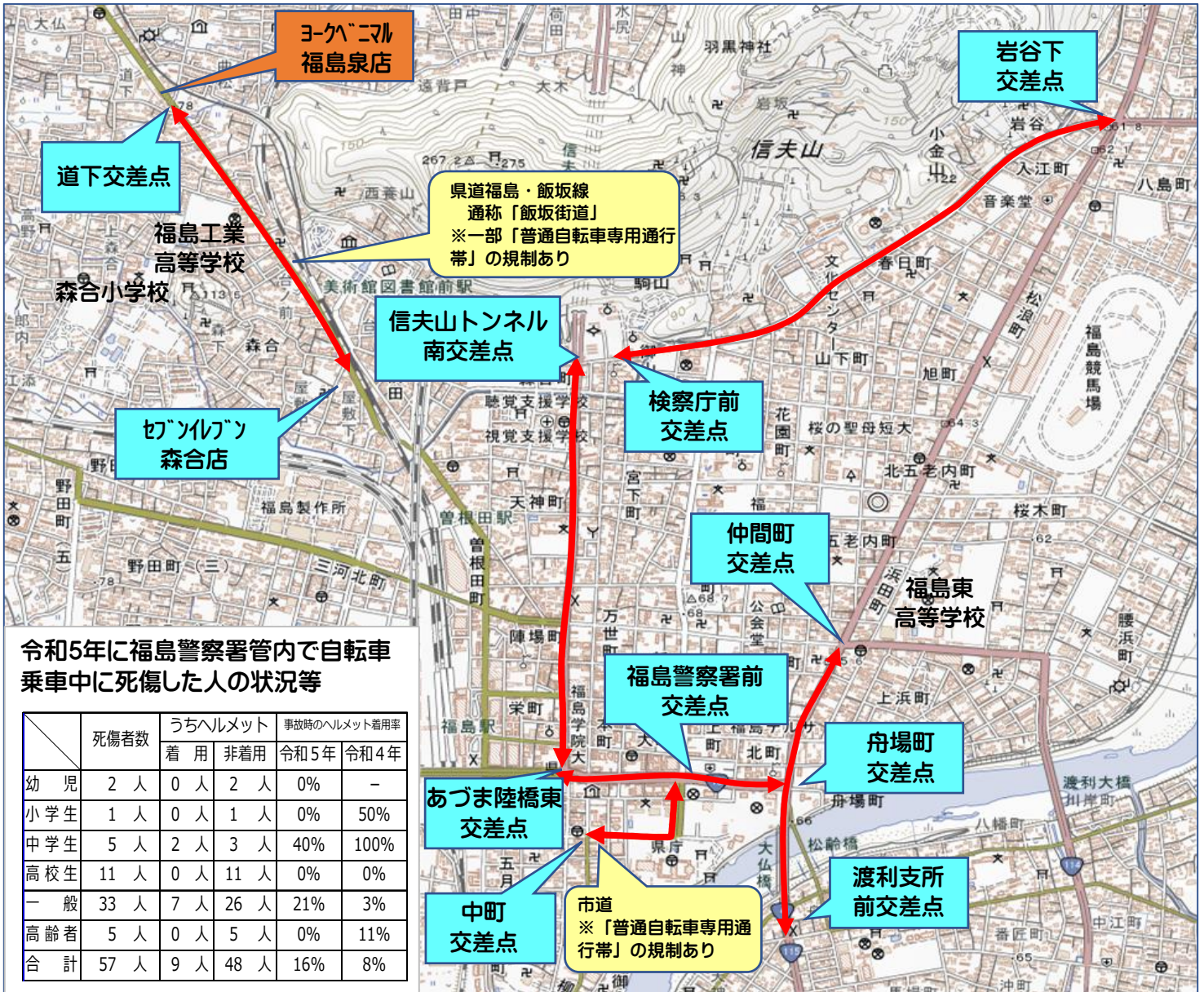


# 福島警察署(自転車指導啓発重点地区・路線図)



## ～自転車安全利用五則～

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

- 選定理由  
いずれの路線も通勤や通学等による自転車の通行量が多く、事故の発生が心配される路線です。
- 普通自転車の通行方法について  
自転車安全利用五則を守って走行しましょう。  
「普通自転車専用通行帯」が設置されている場合は、左側の通行帯を走行しましょう。
- ヘルメットを被りましょう。  
令和5年4月1日から、自転車利用者はヘルメットの着用が努力義務化されました。  
万が一の交通事故に備えて、ヘルメットを正しく着用しましょう！

